



島根県報

平成16年 7月27日 (火)
第 1 593 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 1

保安林の指定施業要件の変更 (2件) (森林整備課) 1

教委訓令

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 (高校教育課) 2

告 示

島根県告示第744号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 7月27日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 C・S・G	通所介護	鹿島デイサービスセンター「おちらと」	八束郡鹿島町大字古浦 607番地82	平成16年 7月17日

島根県告示第745号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 7月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

能義郡伯太町大字須山福富1129 - 4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第746号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 7 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年 5 月25日島根県告示第409号(一及び三に限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 3 号

県立高等学校等の教職員の服務規程(昭和42年島根県教育委員会訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

平成16年 7 月27日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

第28条中「を經由して教育長」を削る。

第29条中「教特法第20条第 2 項」を「教特法第22条第 2 項」に改める。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号 (第28条関係)

職務専念義務免除承認簿

決 裁			職 名 氏 名	勤務先又は 主催団体	従事しようと する事務等		期間及び1 日当りの所 要時間	従事を必要 とする理由	印
校 長	教 頭	事務長			名 称	職 名			
				所在地 又は開 催地	事務等 の内容				
				事業等 の内容	給料又 は報酬 の額				
				所在地 又は開 催地	事務等 の内容				
				事業等 の内容	給料又 は報酬 の額				
				所在地 又は開 催地	事務等 の内容				
				事業等 の内容	給料又 は報酬 の額				

注意 1 職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 2 号に該当する場合であって所属長が実施するものについては、手続きの要はない。

2 従事しようとする事務の属する団体等の定款、規約、依頼文書等の参考資料を添付すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成16年 4月 1日 から適用する。

